



島根県報

令和8年9月18日（金）

第 7 5 5 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則（畜 産 課） 2

【告 示】

青少年に販売等してはならない図書類（青 少 年 家 庭 課） 2

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の
変更の届出（中 小 企 業 課） 2

【公 告】

大規模小売店舗立地法の規定による承継の届出の縦覧（中 小 企 業 課） 4

【特定調達公告】

令和9年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の実施（道 路 維 持 課） 4

公布された条例等のあらまし

◇島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則（規則第51号）

- 1 規則の概要
- 規則の対象とする精液及び受精卵の範囲に係る規定の整備（第 1 条関係）
- 2 施行期日
- 公布の日から施行することとした。

規 則

島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 18 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第51号

島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則

島根県種雄牛精液等譲渡規則（平成13年島根県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「採取し、又は購入した」を「行う」に改め、「センターにおいて採取した」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第536号

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）第 6 条第 1 項の規定により、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定するので、同条例第27条の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 18 日

島根県知事 丸 山 達 也

指定番号	種類	図 書 名 称	発行・出版社名	指定の理由
16168	雑誌	裏テレビ活用テクニック21	(株) 三オブックス	次のいずれかに該当し、青少年の健全な育成を阻害するものであると認められるため。 (1) 性的感情を著しく刺激するものの (2) 粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長するもの (3) 自殺又は犯罪を誘発するもの
16169	雑誌	G U S H 2026年 9月号	(株) 海王社	
16170	雑誌	ヤングキングB U L L 2026年18号	(株) 少年画報社	
16171	雑誌	D a r i a 2026年10月号	(株) フロンティアワークス	
16172	コミック	とろける夢を召し上がれ 拗らせ同人作家と落ちこぼれ夢魔の凸凹レッスン	(株) 竹書房	
16173	コミック	あやつりカレンダー 3	(株) 彗星社	

島根県告示第537号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和8年9月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホック大社ショッピングセンター 島根県出雲市大社町北荒木625番地2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社フーズマーケットホック 代表取締役社長 澁谷 仁志 島根県安来市赤江町1448番地1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) 協同組合大社ショッピングセンター

(変更後) ホック大社ショッピングセンター

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) やまもと	島根県出雲市大社町北荒木1138-1	山本 成二	令和8年6月30日退店
(有) いわいや	島根県出雲市大社町杵築南860-7	岩井 敬	令和8年6月30日退店
(有) むろや呉服店	島根県出雲市大社町杵築南1017	室家 啓一郎	令和8年6月30日退店
吉村 茂男	島根県出雲市大社町杵築南1048	—	令和8年6月30日退店
(有) 石飛生花店	島根県松江市東朝日町219-2	石飛 照夫	令和8年6月30日退店
(有) フジ電器	島根県出雲市小山町300-5	石田 泰寛	令和8年6月30日退店
(有) エル商事	島根県出雲市大社町北荒木625-2	石田 晴吾	令和8年6月30日退店
園山 正人	島根県出雲市大塚町718-3	—	令和8年6月30日退店
(有) ハイカラド	島根県大田市大田町大田380-1	山崎 もとみ	令和8年6月30日退店
(株) フーズマーケットホック	島根県安来市赤江町1448-1	澁谷 仁志	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(有) むろや呉服店	島根県出雲市大社町杵築南1017	室家 啓一郎	令和8年9月1日入店
(株) フーズマーケットホック	島根県安来市赤江町1448-1	澁谷 仁志	

(4) 変更の年月日

(3)のア 令和8年8月1日

(3)のイ 上記一覧表のとおり

2 届出年月日

令和8年9月4日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課 (出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年9月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

協同組合大社ショッピングセンター 島根県出雲市大社町北荒木625番地2

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社フーズマーケットホック 代表取締役社長 澁谷 仁志 島根県安来市赤江町1448番地1

3 承継の年月日

令和8年8月1日

4 承継前に届出をした者の名称及び住所

協同組合大社ショッピングセンター 島根県出雲市大社町北荒木625番地2

5 承継の理由

協同組合大社ショッピングセンターから株式会社フーズマーケットホックに事業譲渡されたため

6 承継に係る店舗面積

3,498平方メートル

7 縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和8年9月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

- ア 小型ロータリ除雪車（1.0m級） 1台 松江県土整備事務所
- イ 凍結防止剤散布車（乾式2.5m³級） 1台 松江県土整備事務所広瀬土木事業所
- ウ 除雪トラック（7t級） 1台 雲南県土整備事務所

- エ 凍結防止剤散布装置（1.5㎡級） 1台 出雲県土整備事務所
オ 除雪トラック（7t級） 1台 出雲県土整備事務所
カ 凍結防止剤散布装置（1.5㎡級） 1台 県央県土整備事務所
キ 凍結防止剤散布装置（2.0㎡級） 1台 県央県土整備事務所
ク 除雪ドーザ（8t級SAP） 1台 県央県土整備事務所
ケ 凍結防止剤散布車（乾式2.5㎡級） 1台 浜田県土整備事務所
コ 除雪ドーザ（8t級SAP） 1台 浜田県土整備事務所
サ 除雪トラック（7t級） 1台 益田県土整備事務所
シ 除雪ドーザ（6t級AP） 1台 益田県土整備事務所津和野土木事業所
ス 除雪ドーザ（8t級AP） 1台 隠岐支庁県土整備局
セ 凍結防止散布車（乾式2.5㎡級） 1台 隠岐支庁県土整備局

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和10年3月17日（金）

(4) 納入場所

それぞれの配車先の県土整備事務所長又は事業所長が指定する場所

2 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「5車両船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。
(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地

島根県土木部道路維持課

電話 0852-22-6567 F A X 0852-22-6837

電子メール douroi@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付

本公告の日から令和8年10月5日（月）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から令和8年10月5日（月）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））とする。ただし、同月5日（月）においては、午後3時までとする。

(2) 交付場所

4の場所

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和8年10月5日（月）午後3時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和8年10月13日（火）午前10時から同月14日（水）午後3時まで

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和8年10月14日（水）午後3時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和8年10月14日（水）午前10時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年10月15日（木）午前10時

イ 場所

4の場所

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県土木部道路維持課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

- a Rotary snowplow in the 1.0m class : 1
- b Antifreeze spraying vehicle 2.5m³ class : 1
- c Snow removing truck 7 ton class : 1
- d Antifreeze spraying equipment 1.5m³ class : 1
- e Snow removing truck 7 ton class : 1
- f Antifreeze spraying equipment 1.5m³ class : 1
- g Antifreeze spraying equipment 2.0m³ class : 1
- h Tractor with snowplow 8 ton class : 1
- i Antifreeze spraying vehicle 2.5m³ class : 1
- j Tractor with snowplow 8 ton class : 1
- k Snow removing truck 7 ton class : 1
- l Tractor with snowplow 6 ton class : 1
- m Tractor with snowplow 8 ton class : 1
- n Antifreeze spraying vehicle 2.5m³ class : 1

(2) Period for tender by electronic bidding : From 10 : 00 a.m. October 13, 2026 to 3 : 00 p.m. October 14, 2026

(3) Time limit for tender by bringing : 3 : 00 p.m. October 14, 2026

(Bids by post must be received by 10 : 00 a.m. on October 14, 2026)

(4) Date and time for opening of bids : 10 : 00 a.m. October 15, 2026

(5) Contact point for the notice : Road Maintenance Division, Shimane Prefectural Government, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-0887, Japan

TEL : 0852-22-6567